

《別紙 2》【雇用保険受給資格者証の見方】

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-17-000109-7	2. 氏名 コウ タロウ		
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416
7. 求職番号 12345			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所			
10. 資格取得年月日 040401	11. 離職年月日		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職理由		
16. 求職申込年月日 050104	17. 認定年月日		
③ 19. 基本手当日額 4,747	20. 所収		
22. 離職前 ロトウジョウセンターカブシカイシャ 労働市場センター株式会社			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0		

19.の基本手当日額が

60歳未満の方は 3,612円以上60歳以上^{※1}の方は 5,000円以上

の場合、失業給付受給期間中は、
扶養からはずす申請が必要

様式第11号（第17条の2関係）（第3面、第4面）

写真欄 3×2.5		支給番号	
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数
1	0607		
2		① 待期満了 待期満了日 050514	
3		給付制限期間 050515-050814	離職理由40
4			
5	0830	② 050815-0829	15 基本手当 ¥000,000- 75
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12		④ 051025-1112	
13	1122	支給終了	19 基本手当 ¥000,000-
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

●給付制限期間がある場合

退職日の翌日から給付制限期間終了日(例の場合は5年8月14日)までは健保の審査で認定されると扶養に入ることができます。

●給付制限期間がない場合

給付制限なしの場合は、扶養できる期間がわずかな場合がありますので、健康保険組合までご連絡ください。

●支給開始日(給付制限期間終了日の翌日)

この印字がされ、基本手当日額を超えている場合は、速やかに扶養からはずす申請をしてください。

この日(例の場合は5年8月15日)からダイキン健保の資格で医療機関等の受診ができなくなります。

支給開始日=扶養終了日です。

●支給終了の印字が入ると、扶養申請が開始できます。

注意①: 支給終了日の翌日(例: 11月13日)から1か月以内に扶養申請された場合は、11月13日までさかのぼって認定します。1か月経過後の申請は、健保で認定を決めた日となります。

注意②: 認定日以前の医療費はダイキン健保ではお支払いできません。

注意③: 被扶養者認定には扶養認定要件を全て満たしていることが必要です。